

電記ノ件ニ関シテハ本月二日兵谷芳村ノ一三八ノ號既報
ノ通りタル其ノ後種々改議ノ結果當時解雇セシハ名中
可解ノ復職セシハ残ル六名ニ対シテハハ純金未ノ用ハ牛場
ヲ支給シ本月五日無事解決シ告ゲタリ

然ルニ本件勸業以來他ノ工場木挽職工ニシテ燐寸軸
木職工組合ニ加入セントスルモノ續出シ一方従来ノ親方割度
ヨリ脱退シ一般職工ト同解雇在キ場共紛争共待
過ノ均等ヲ欲シ本月一日ノ如キハ親方ヨリ貸與ヲ受ル
諸遺與ヲ返還シ大ニ高止ヲ訪ヒ直接雇傭方ヲ怨
願シタカ

北海林業会社、岡崎製軸工場

近藤製軸工場、大正製軸工場

ノ四工場ノミ之ヲ規宥セサリシヲ以テ翌二日ヨリ各木挽職工

ノ休業トナリ迄ヒテハ他ノ職工等モ就業シ得ス遂ニ休業ス
ルノ已ムナキニ至レリ

一方工場主ニ於テハ目下事業閑散ノ折柄別ニ痛痒ヲ
感セサルモ彼等木挽職工ノ軸木組合ニ加入スルコトヲ承認シ
場合ハ他ノ職工ニ影響スル處甚大ナルヲ慮リ製軸会
員キ善後策ヲ考究シ居リタルカ遂ニ組合加入ハ自
由ニ放任スルコトニ協定シタルモノ如ク職工要求通リ直接
雇傭スルコト、シ北海林業会社、近藤製軸工場ハ本月
三日ヨリ大正製軸工場ハ四日ヨリ岡崎製軸工場ハ五日ヨリ
夫々作業ヲ開始スルコトナリ岡崎解決スルニ至レリ
左ノ申(通)報矣也